

広島大学 大学教育研究センター  
大学論集 第8集(1980)：29－48

## 京大「沢柳事件」再考（上）

渡 部 宗 助

### 目 次

- はじめに  
I 「京大教授の淘汰」  
II 法科大学教授団総辞職か  
III 文相合意の「覚書」公表  
IV 「沢柳事件」と世論（以下次号）  
V 沢柳政太郎と学問の独立  
VI 「沢柳事件」の大学論史上の位置  
むすび



# 京大「沢柳事件」再考(上)

渡 部 宗 助\*

## 1. はじめに

京大「沢柳事件」—以下本小論では、事件と略す—の近代日本の大学自治史上における意義については定説があり<sup>1)</sup>、またこの事件の呼称<sup>2)</sup>についてもほど定着していると言えるだろう。事件の概略は次のようなものであった。

1913年(大正2)7月、京都帝国大学総長沢柳政太郎は、学内刷新を標榜して、京大教授7人に辞表提出を求め、事実上の論旨退職=免官に処した。これに対して、京大法科大学教授団は、大学教授の任免権のあり方をめぐって、総長へ抗議・交渉を続けた。この抗争は、翌年1月に至って、教授団の総長不信任、辞表提出という事態にまで進んだ。文相・奥田義人が、「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職權ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」との意思を表明、その公表に同意し、事件は一応の解決をみた。

この事件の日本の大学自治史における意義は、

- ① 教授の任免に関する教授会の慣行的権限が公認されたこと。
- ② この事件を契機として、総長の学内選任制への機運が高まり、その実現へ確しかな一步をふみ出したこと<sup>3)</sup>。この二点に要約されている。この二点の歴史的評価に異論はないのみならず、日本の大学自治史上、決して過少評価すべきではないであろう。

それでは、本小論で、この事件について、何を今さら「再考」する必要があろうか。

この事件に関する最も詳しい叙述は、「京都大学七十年史」(1967)であるが、この書をはじめ先行(研究)書はその叙述を主に京都法学会編『京都法学会雑誌』<sup>4)</sup>に拠っている。この事件の研究にとって、この雑誌の資料的価値は、現在においても第一級の、不可欠のものであることは間違いない。しかし、この雑誌は、この事件が何故に、あの時代に—大正=1910年代の初め—あのような形態で起ったかについて、何かを語るものではないのである。この点では、先行書の叙述もこの事件を偶発事件的に描いており、真に歴史的研究になり得ているか疑わしい。この点が先ず、「再考」の対象になるであろう。

第二には、この事件のあのような落着が、一体どのような学内的あるいは社会的諸関係、諸要因によって導かれたかという点である。一般国民が、この事件をどのように見ていたか、そういう点でも

---

\* 大学教育研究センター客員研究員／国立教育研究所研究員

「再考」される必要があるだろう。

ところで、この事件は、従来主に大学自治史の中で叙述されてきたが、沢柳政太郎の人物研究においても論及されている。その研究では、沢柳にとってこの事件は、“失敗”として扱われている。しかもこの人物研究における沢柳評価は、この事件を分水嶺とする教育行政官僚としての沢柳と、民間教育運動家としての沢柳とを統一的にとらえていないという。<sup>5)</sup>もしそこに、大きな「転換」があったとするならば、この事件はどういう影響をその「転換」に与えたのか。また、統一的沢柳像が可能だとしたら、この事件はそこにどういう意味あいを与えるだろうか。つまり、沢柳という人物像も、この事件から「再考」されねばならないのではないかということ、これが第三である。

最後に、先行（研究）書を詳細に検討してみると、そこに事実の確定にかなりのあいまいさを残しているのに気づくのである。例えば、最も初步的な事件の時間的経緯の把握においてすら、誤っているものがある。こうした史実の確認も、「再考」の対象といつていいだろう。

すでに、歴史的評価が定まっていると見られるこの事件においても、少なくとも、上に述べた諸点は、「再考」の対象として残されている。「再考」の結果は、この事件を先行研究とはちがったシチュエーションで把えたということになるかも知れない。

「再考」にあたって特に用いた資料は、当時の新聞と雑誌である。<sup>6)</sup>この事件を外側からアプローチする場合には欠かせない資料群といえるだろう。また、この事件を大学の内側から把えようとするなら、京大内部の — 例えば評議会関係、各分科大学教授会関係 — 資料が不可欠のものであるが<sup>7)</sup>、それらは、門外不出の資料として学外者の手にはふれられないのが現状である。他日を待ちたい。

## 1. 「京大教授の淘汰」—事件の発端—

### (1) 「免官」は 6 名か、7 名か、8 名か

「沢柳京大総長は左記教授を官邸に招き懇談する所あり、諸教授より辞表を提出せしむることとし 15 日発表せり」として、『読売新聞』（大正 2 年 7 月 16 日）は、京大教授 6 名を挙げている。「官邸に招き懇談」したのが何日かは定かでない。「京大整理断行」と題した『東京朝日新聞』（7.16）も「……沢柳総長は……去る 13 日の卒業式挙行を待って遂に教授淘汰を断行せり 是より先き総長は ……教授中淘汰すべき左記の教授を官邸に招き懇談する所あり遂に諸教授より辞表を提出することに決定し、12 日午後 3 時各教授を大学内に召集し行政整理の結果を公にし 15 日発表したり」と報じたが、ここでも、「左記の教授」は 6 名である。総長が教授を官邸に招いて辞表提出を求めたのが何日であるかは定かでないが、7 月 12 日かそれ以前らしい。

それでは、例の『京都法学会雑誌』はどう記述したであろうか。同誌の「大学教授ノ罷免ニ関スル交渉顛末」（9 卷 1 号、大正 3 年 1 月発行）には、「7 月 13 日大学卒業式」の「前日」即ち 7 月 12 日「卒然トシテ旨ヲ教授某々等 7 人ニ諭シテ辞表ヲ提出セシメタリ」とある。同誌に拠る先行書の多くは、辞表提出教授 7 名、提出日は 7 月 12 日ということになっている。ところが、当時の新聞は上記の二紙以外に、『時事新報』、『報知新聞』、『萬朝報』、『日本新聞』、『国民新聞』等が各々 6 名と報じているのである。紙上に 7 名と出るのは、管見するところ、7 月 21 日の『大阪毎日新聞』や『大

阪朝日新聞』である。

総合雑誌『太陽』の同年9月号の「日誌」欄、教育雑誌『教育時論』1019号(8月5日)の「時事寓感」欄、『教育学術界』8月号の「雑報」欄も各々、辞表提出教授は6名である。雑誌記事は、新聞記事に負うていると推測されるから、当然かも知れない。

ところで、これらの教授の免官辞令は8月5日付であるが、8月6日付各紙は、京大教授8名の免官を伝えているのである。『官報』(大正2年8月6日)も、確しかに8名の「依願免本官」を掲載したのである。

一体、この「諭旨退職」とも称すべき「免官」京大教授は、6名か、7名か、8名か。まず、8月5日付免官8名に関しては、内1名は、助教授(医科大学)であった。したがって、教授の免官は7名であり、それが従来の「沢柳事件」における7教授である。とすれば、同時に免官になった助教授は、この事件に無関係だったのだろうか。<sup>8)</sup>

次に、7月15日に公表された辞表提出者6名というのは、どういうことだったろうか。誤報だったろうか。以下は推測の域を出ないが、15日の公表時までに実際に辞表を提出したのが6名であり、予定者で未提出の教授が1名あったとするのが自然ではなかろうか。<sup>9)</sup>とすれば、その未提出の意味するものは何だったろうか。しかし、もうその穿さくはここでは止めよう。

以上、重箱のスミをつつく類の事実関係の一部をやや詳細に述べたのは、この事件の発端においてすでにこのような謎の部分があるということを証したかったからである。内部資料を十分駆使できたはずの『京都大学七十年史』でさえ、この事件の全貌に関して、「今なお謎に包まれている」部分があることを明らかにしているのである(同書、P. 61)。

## (2) 帝大「教授淘汰」の是非論

すでにその一部を紹介したように、この事件の発端におけるジャーナリズムの報道関心は、教授の「淘汰」という点にあった。最初に紹介した『読売』紙の記事の見出しも、「京大教授淘汰」であった。他紙においても、その記事において、また論評・社説において、帝大教授の「淘汰」を論じた。<sup>10)</sup>この期(7~8月)のそれらの論議で特徴的なことの第一は、この点であった。この社会ダーウィニズムの色調を滲びた用語が、いつ頃から大学教授の世界にも向けられるようになったかも、大学史的には興味ある問題であるが<sup>11)</sup>少なくともこの時代には、帝大は勿論、枢密院に対してさえ「淘汰」論の矢が放たれていた<sup>12)</sup>。「明治」から「大正」への時代の移りは、各分野における世代交代、新陳代謝の声を、「大正維新」・「民衆の登場」を背景に彷彿とさせていた。

こうした新時代への期待は、この京大教授の「淘汰」事件に対しても、歓迎的であった。このことが、第二の特徴である。この時点では、「世論も賛否両論に分かれ」<sup>13)</sup>た、という状況ではなく、新聞・雑誌にみる世論は、この「淘汰」を「学界刷新の第一署手」(『日本及日本人』611号)と歓迎し、沢柳の「英断」を称えたのである。少なくとも、「京大の淘汰に就き、賛成の声は反対の声より高し」(『日本及日本人』614号)という状況であった。

それでは第三にこの「淘汰」に反対若しくは、批判的な論調はどのようなものとしてあったろうか。それは、『日本』紙(7.22)の「京大教授淘汰」と題する論説が代表的なものである。「……大学教授

の職は、元来普通官吏のそれと大に異なり。……一旦教授に採用したる以上、重大なる事故なき限り、其地位を安全ならしめ、之を飼殺しと為すの覚悟あるを要す。……学者は努めて之を保護優待し、終生意を安んじて学問研究に従事するを得せしめざる可らず。……学者をして其地位に就いて不安を抱かしむるの弊、甚だ怖るべものあるを思はざる可らず。……昨今の人気言葉たる整理云々の為に、学者優待の趣意を没却し去るは、吾人其のはなるを認むる能はず」と。「大阪毎日」紙(7.21)の「七教授懺首と京大」も同趣旨で、「今回の事件によりて……大学教授は安んじて学問研究の為めに一生を捧げ得べしとの保障を破壊」することになったと批判した。これら二紙は、「大学教授優待=終身官」論に拠って「淘汰」を批判したが、この論点に対しては、「我帝国大学の教授は一の官吏なり……甘んじて官吏となれる以上……文部大臣より免職せられたりとて抗議すべきにあらず」(『太陽』大正2年9月号)という正反対の論もあった。いずれにせよ、それらは帝大教授の法的性格・職能に及ぶ論議であった。

他に、大学自治論の立場からの批判が『萬朝報』において見い出される。「教授淘汰の形式」(8.20)と題するこの論説は、教授任免の手続きに論及した唯一の論説であった。「今回の罷免は從来久しく行はれたる慣例にして且つ教授の為めなりし形式を一変」したものであり、「教授会に計らずして教授を淘汰するが如きは陋習の積襲せる今日以外、決して生ぜざる例外となざる可らず」と主張するとともに、教授会に対しても「文政長官の手により淘汰を企画せらるゝ以前に……学問の独立、教授の自由を其礎とする団体の存在を示」せと叱咤した。

以上、教授「淘汰」批判論に見られる二つの論点を挙げてみた。しかし、これらの教授「淘汰」批判論も、「淘汰」を必要とする現実のあることを否定していない。また、一方、「淘汰」歓迎論も「淘汰」の方法については余り述べていないのである。『教育學術界』の「大学教授の淘汰に就て」(大正2年8月号)が、「適当の方法を設けて自然の淘汰を行はし……むべきなり」として、「競争講座」を提案している類が、その一例である。

第四の特徴として、この事件の論評の中で、7教授の中に、文科大学教授谷本富が含まれていたことに言及したものが少なくなかったことである。それは、谷本の免官を、彼の乃木將軍殉死批判の言辞<sup>14)</sup>と結びつけてのそれであり、そこでの評価は分れていた。つまり、「言論の自由・独立」への重大な問題として論述したものと、彼の日常の「人格性」を理由にその免官を妥当としたものであった。

### (3) 京大教授陣の動静

京大教授におろされたこの「一大鉄槌」に対して、京大教授陣はどのように対応したであろうか。これが、この事件の性格解明にとって一つのポイントになると思われる。「七博士に対し京大各分科大学の教授は一般に多大の同情を表しつつあり」(『大阪朝日』7.21)というのが、その雰囲気を伝えるものではあろう。また、学内「教授連の激昂一方ならず、……各科の教授会を開き、今後の態度に就き協議する所あり」(『国民新聞』8.5)というような報道もあった。しかし、免官教授を出した、当の、文、理工、医の三分科大学は、公には何らの意思表示もせず、沈黙を守ってこの「淘汰」を容認したのであった。この教授連の無氣力をある新聞は、「今日の大学教授は、……役人肌なり。極めて従順にして理窟は言はざるなり。若し此事10年前にあらしめば……皆起ちて、其の不都合を鳴らし、

文部省に学問の神聖を侵したり、学問の自由を蹂躪したりと、呼号したらむ」と評し(『国民新聞』8.9),また別紙は、「今回の罷免は……其任免権の全然文部大臣に属することを明らかにしたものにして、事実上帝大各科教授会の無力なるを示せるに外ならず」と断じた(『萬朝報』8.20)。

「淘汰」教授を出した三分科大学教授陣が事実上、自らの同僚の罷免を容認したのは、単に彼らの「無氣力」の故であったろうか。この「淘汰」を積極的に支持したという面もあったのではなかろうか。「淘汰」に手続き上の問題があったとしても、「大体に於て人選が誤まつてゐない」(『京都日出新聞』7.23)という世評と同様の判断を下していたとは言えないだろうか。とするならば、この「淘汰」は、逆にかなり計画的に、「余程綿密な取調べをした」(前掲紙)結果ということにもなろう。<sup>15)</sup>それ故、また、後に述べる法科大学教授団が「教授ノ任免ハ宜シク当該分科大学教授会ノ同意ヲ経ザル可ラズ」という総長への「意見書」提出に当って、各分科大学に連署を求めたのに対し、各分科教授会がこれに同意しなかったとも言えるだろう。5名の免官教授を出した理工科大学が「第一に逃げを打ちて賛成を拒みたり」とも報じられた(『京都日出新聞』大正3年1月18日)。

いずれにせよ、この「淘汰」が、沢柳総長個人の発意によるものか、文部省・(文相)の意向によるものかは後に検討するとして、それがある種の客観的「妥当性」をもっていたが故に、当該分科教授陣は沈黙せざるを得なかったという側面は否定できないであろう。

そうした、当該分科大学沈黙の中にあって、免官教授を出さなかった法科大学教授団(助教授を含む)のみが、総長に対して異議申し立てと抗議の意思表示を行なっていた。その事の前に、何故に四分科大学中、法科大学だけは、「淘汰」を免れ得たのか。「淘汰」に該当する教授が皆無だったのだろうか。

「後進の為めに路を開く」(奥田文相)<sup>16)</sup>という「淘汰」合理化論における年令を基準にみてみよう。なるほど法科大学には、免官になった理工科大学の村岡範為馳(1853年生れ)三輪桓一郎(明治13年東大理学部卒)、吉田彦六郎(同)などのように、1880年代初頭に大学を卒業し30年以上経たような高令な教授は一人もいなかった。しかし、同じく免官になった横堀治三郎(明治27年帝大工科卒)、吉川亀次郎(明治28年同卒)のように、1890年代の半ばに大学を卒業した世代の教授は4名は在職していた。

もう一つの基準、「学問的に」あるいは「人格的に最高学府の師表」としての適否という点からはどうだろうか。周知のように、法科大学には、その講演が「官吏ノ職務上ノ義務ニ違背セル不都合ノ行為」として譴責処分をうけた岡村司教授や、その著書の「自発的絶版」を求められた河田嗣郎助教授など、すでに国家からみて「最高学府の師表」としての適否に疑いを持たれた教授たちが在職していた。また、実名をもって「淘汰」の噂にのぼった教授もいた。

するなら、法科大学から「淘汰」教授が出なかった理由を他に求めることも不当とはいえないだろう。法科大学のもつ自治的慣行とそれを支える自治意識がそれである。『大阪毎日』紙は、「7教授を歎首しながら何故に法科に向って一指も染めざりしか」として、その一つに法科大学「各教授の大学自治論の氣鋒頗る鋭なるものありし」ことを挙げている(7.22)。『二六新報』(7.17)も「高傑多き法科大学には一指を染むる能はざるに於ては、同氏(=沢柳)の勇断も些か援引を要せずや」と評するなど、法科大学から「淘汰」教授を出さなことについて言及した新聞は他に少なからずあった。

それでは、法科大学における自治的慣行と自治意識の存在とは具体的にどのようなものであったか。その一つは、学長互選制があげられる。この実施の経緯については、『京都大学概観』（京都大学事務局 昭和22年 p. 113～p. 114）及び滝川幸辰『激流』（昭和38年, p. 73）において紹介されている。1907年（明治40）以後、法科大学では、2年交替の学長互選制が採られていた。また、翌1908年（明治41）の岡田良平総長退官時には、「総長選挙を学内で行うことを希望し、……学内自治のもとに新総長を推薦することを企図した」とも言われている。<sup>17)</sup>事件当時の5代目法科大学長仁保亀松は、既に「評議会において総長互選論を唱えていた」（『京都大学七十年史』p. 35）。

さらに、沢柳の京大総長赴任後においても、機会をとらえては、大学自治のあり方について、法科教授たちはこの新総長と論戦していたと伝えられている。例えば、総長就任式（大正2年5月21日）における総長挨拶に対する法科仁保学長、同勝本教授の質問、法科大学による新総長招待会席上における各教授の大学自治論の開陳など。上記の勝本勘三郎は、『太陽』誌（大正2年7月号）の、「大学教授論」特集に、沢柳の「大学教授の権威」と並んで「大学総長と大学教授」という論稿を載せ、仁保亀松は、翌月号で「大学改善論の一端」を書いた。翌年の一木大学令案に対しては、同じく法科の織田萬が『太陽』に、千賀鶴太郎が『日本及日本人』に各々批判論文を掲げるなどの評論活動も、法科大学教授らの大学のあり方に対する強い関心と大学自治意識の反映とみられるのである。

総長と法科教授団との抗争としての「沢柳事件」の背景に以上のような内外条件があったのである。

## 2. 法科大学教授団総辞職か—事件の急転回一

### (1) 対総長交渉と法科教授団の辞表提出

「7月 京都大学7教授淘汰事件があった」。『京都日出新聞』(12.29)の「回顧又一年」は、この事件をこの時点での過去形で回顧した。なるほど、この事件は、7～8月以後、ジャーナリズムの世界からは姿を消していた。各紙・誌が「期待」した東京帝大教授（15.6名）の「淘汰」もおこらなかつた。事件は落着したかに見えた。

ところが、年が改まった1914年（大正3）1月14日に至って、法科大学教授団19名の辞表提出という形で<sup>18)</sup>この事件は再び、ジャーナリズムの世界に登場し、新聞によっては連日トップで扱うなど、国民に少なからぬ衝撃を与える事件に発展したのである。

7教授の「淘汰」・免官から、教授団の辞表提出という事態に至るまでの6ヶ月間に、総長と法科教授団との間にどのような交渉経緯があったか日誌風<sup>19)</sup>につづりながら、重大事態に至った因果関係を明らかにする手がかりを得よう。

7月13日 法科大学教授助教授協議会<sup>20)</sup>（以下協議会と略す）を開く。総長に対し、教授の任免に関する不适当性を口頭により抗議することを決める。

（学長が総長へ抗議に赴いたのは、14日か15日と思われる）

7月16日 沢柳総長、上京。（7教授の進退につき、具状か）

7月23日 法科協議会を開く。法科の抗議に対して総長が難色を示して明答を避けた旨の報告を学長より受けて、法科は、「意見書」（文書）で主張を明らかにし、総長の回答を促すことを決める。

8月1日 沢柳総長、帰洛。

- 8月2日 法科仁保学長、織田・勝本両教授「意見書」携えて総長を訪問し、夏休み明け後、回答を得た旨、申し入れる。
- 8月5日 7教授に免官辞令。
- 9月15日 上記法科の3人、再び総長を訪問する。「意見書」に対し総長縷々弁明する。
- 9月17日 法科協議会、総長に文書回答を求めることが決まる。
- 10月5日 総長の希望により、法科協議会と総長が懇談する。
- 10月29日 総長、「答弁書」を法科に送付する。
- 11月7日 法科協議会、総長の「答弁書」を検討し、それに対して「弁駁書」の提出を決める。
- 12月10日 総長に対する「弁駁書」を提出すると同時に、文部大臣への「上申書」提出を決める。
- 12月11日 法科仁保学長、中島・小川両教授上京し、文相に「上申書」を提出し、裁決を得べく、陳情する。
- 12月15日 法科協議会、学長より対文相陳情報告を受ける。
- 12月21日 文部当局の見解『大阪朝日新聞』に載る。<sup>21)</sup>
- 12月22日 沢柳総長、上京。
- 12月23日 法科協議会、「意見書」(7月)の公表を決める。
- 12月24日 法科、「意見書」を公表、翌日の『大阪朝日』紙等に掲載される。同時に沢柳の「意見」も掲載される。
- 12月26日 法科、協議会を開く。
- 12月27日 沢柳総長、帰任。
- 12月28日 「大学自治問題顛末」、「大阪朝日」紙に掲載される。
- 1月11日 沢柳総長、帰任。
- 1月12日 (午前) 法科仁保学長、中島・小川両教授、総長に会見し、最後の回答を求める。
- 同日 (午後) 総長、法科協議会に出席し、回答を陳述する。
- 同日 (夜) 法科田島、戸田、市村の3教授と総長の間に「覚書」(第1次)成立する。
- 1月13日 (午前) 法科前記3教授、「覚書」の修正を要求、「覚書」(第2次)成立する。
- 同日 (夜) 法科教授団、事件の解決を公表する。
- 1月14日 (午前) 総長、新聞で報じられた法科教授団の事件解決の公表内容=「覚書」の趣旨に関し異を唱える。(「食言問題」発生)
- 同日 (夕) 法科協議会の席上で、「覚書」の趣旨をめぐって、総長と3教授が対決する。
- 同日 (夜) 法科教授団19名連袂辞職を決め、辞表を提出する。
- 1月15日 総長、「顛末書」<sup>22)</sup>を認ため、上京する。

以上の交渉経緯で、第一に交渉は法科大学教授団が提起した「教授ノ任免ハ宜シク当該分科大学教授会ノ同意ヲ得サルヘカラズ」という教授任免の手続きを論点として行われたこと、第二に、法科教授団は、これを学内問題=対総長問題として、対処したこと、第三に、にもかゝわらず交渉事項の性質上、対文部省・文相へと事態は発展せざるを得ず、法科教授団は12月には対外的に問題を明らかにしたこと、そして第四に、双方合意の「覚書」作成によって事態の解決を計ったが、その解釈をめぐって対立、遂に決裂に至ったこと等を知ることができる。この間法科教授団が、その内部に硬軟の意見を含みながらも、共同一致の言行をとり続けたことも特筆に値しよう。辞表提出も、在外者を除く教授・助教授全員であった。<sup>23)</sup>

## (2) 法科教授団と総長の争点は何か

それでは一体、この間の交渉における争点は何だったか。一口で要約すれば、それは、大学自治をめぐる、教授任免権のあり方に関するものであった。それは、公表された法科教授団の「意見書」、

それに対する総長の「答弁書」、さらにそれに対する法科の反論としての「弁駁書」、文相の裁決を仰いだ法科の「上申書」、それから沢柳の交渉「顛末書」等から知ることができる。少し具体的にみてみよう。

### ① 「教授会の意見を尊重するは論を俟たず」

法科教授団の辞表提出の最も直接的な原因は、13日に総長との合意で作成された「覚書」(第二次)の文書「教授会の任免に関する教授会の意見を尊重するは論を俟たず」の解釈の相違にあった。法科側交渉委員の3教授は、その文言が「教授会の同意を経べし」と同意義と了解し、その旨発表し、それが翌14日朝刊に次のように報じられた。法科委員の報告は、「……交渉を重ねたる結果総長は、総長と教授会と互に相信頼し共同一致京都帝国大学の発展に尽力せんことを期するの趣旨を以て、該問題に就ては全然教授側の意見を容れたり」(『大阪朝日』1.14, 傍点引用者)と。さらに記者の解説として「教授の任免に関しては当該分科大学の教授会の同意を得べきものにして今日以後総長は独断を以て京大教授の任免を為す能はざる事となり」と報じた。

これに接した沢柳総長が「教授会の意見を尊重するは論を俟たず」の文意を、「同意を経べしと直ちに同意義なりと解するは覚書の本旨に非ず」と言明したため(総長の交渉「顛末書」,『大阪朝日』1.16, 傍点引用者), 総長と委員3教授との対決となり、その解釈において合意に達せず、辞表提出に及んだのである。『大阪朝日』紙の1月15日付号外は、「総長は全然誠意を欠く……斯かる総長の下に教職を執るを屑しとせず」との教授団の辞表提出理由を伝えた。

この過程において、総長の「食言問題」があったかどうかは「永久に消えないナゾである」<sup>24)</sup>が、問題の核心はむしろ、教授任免権のあり方をめぐる点にあったと言うべきだろう。

### ② 任命と罷免

総長と法科教授団との教授任免権のあり方にかゝわる争点として、任命と罷免は同一の手続きを経べきか否かという問題があった。法科教授団は、罷免も任命と同じ手続きを経るべきであると主張した。任命においては、すでに帝大時代以来、慣行として教授会の推薦を経ることが定着化していた。それ故、罷免においても同様の手続きを要求したわけである。当時まで、東京・京都両帝国大学はじめ、帝大教授の罷免は「未だ一回も……なく今回沢柳氏……初めて新例を開いた(『萬朝報』12.26)ものであった。したがって、そこで手続上どういう事例を残すかは、極めて大きな問題であったわけである。沢柳は、「大学教授ノ退職ヲ決スルニ其同僚ノ集団タル教授会ノ議ニ依ルハ……不穏當」と両者を区別した上で、任命も含めて、「教授会ノ同意ヲ経ル手続ヲ執ルハ不穏當」と法科教授団への「答弁書」で論じた。罷免が教授会の同意を経ずに行われるならば、任命における教授会の推薦という慣行にもそれが及ぶであろうという危機感を、法科教授団が抱いたのも肯けるし、そのことが余計、法科教授団の沢柳批判を鋭くしたと言えるだろう。

それでは一体、当時、実定法上教授任免権はどのように規定されていたであろうか。その権限関係は次の様になる。まず、「京都帝国大学官制」(明治30.6.22勅令211号)第2条によって「総長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具状シ判任官ニ關シテハ之ヲ專行ス」と定められていた(他の帝国大学についても同様)。つまり教授(高等官六等以上), 助教授(高等官五等以下)の進退については総長に文相への具状権があった。文相(本属長官)及び内閣総理大臣の教授(文官)任免に関する

権限関係は、内閣官制、各省官制通則及び文官分限令によって、勅任官（高等官一・二等）については内閣総理大臣が、奏任官（高等官三～九等）については内閣総理大臣を経て文相が各々奏請し、天皇が任免することになっていた（大日本帝国憲法第10条）。つまり、帝国大学教授の任免権は公式的には天皇大権に属し、実質的には文部大臣にあった。このように、教授任免権の権限関係においては、任命と罷免は基本的には同一の手続きであった。

法科教授団が提起したのは、この任免権限関係の中で、総長の具状権発動の手続きについて、教授会の「同意を経べし」という一点にあった。具状権発動の手続きについては何らの規定がなかったのである。そこで、それが、制度上の問題か、制度運用上の問題かがもう一つの争点になった。

### ③ 制度か、その運用か

沢柳は、法科教授団の「教授の任免は教授会の同意を経べし」という主張と要求を、「現行ノ制ニアラサル……不穏當ノコト」と批判し、法科教授団はそれに対し、教授任命の際の慣行を挙げて、彼らの主張こそが、「現制ノ運用ニ闕シテ最モ穏當ノ方法」と反批判の論を展開したのである。制度運用上の問題として、沢柳が「教授会の意見を尊重するは論を俟たず」とこの論点において譲歩したかに見えたけれど、『時事新報』記者の「総長と教授会と意見一致せざる場合は如何せん」という質問に対して、沢柳は、「総長の意見を以て処断す可きは勿論の事なり」と明言している（同紙、1月15日「京大問題折衝」）。それは「官制」の具状権規定=制度の断固とした擁護であり、制度運用の実はここにはない。その発想は法を墨守する行政官僚としてのそれであって、自治の思想とは異質で対立的なものであった。

このように見てくれれば、両者の対立は、実は大学自治観においてこそ決定的であったと言えるだろう。沢柳が「大学の自治といふ事には予も異存なし」（『大阪朝日』12.25）という場合の「自治」とは、現行制度を捨象した、非実践的なそれであり、現実的課題としての自治ではなかった。沢柳は、法科教授団の辞表提出後「余は大学教授が自治権の要求をなすは単に議論として主張する処なりと信じ最初より楽觀し居りたる」と正直に告白している（『大阪毎日』1.17）。つまり、「自治」の内実においてではなく、「自治」をとらえるリアリティーのレベルで法科教授団とは決定的に距離があった。彼の、「教授の所謂自治論は言ふ可くして行ふ可らざるもの」という評言は（『時事新報』1.16）実は沢柳自身の「自治」観にこそ相似しかったのである。

そのことは、「理想としては大学を完全なる自治制になさん事は余の希望する処」（『大阪毎日』1.17）と弁明しながらも、その理想に至る方法論のレベルにおける違いにも現われていた。沢柳にあってその方法は制度改正のみであり、他方法科教授団においては、任命における慣行を、罷免の場合にも押し抜けようとする慣行の積み上げ方式であり、「現制ノ改正ヲ企ツルニ非ス」と主張していたのである。そしてこの相違は、理念と制度と慣行のとらえ方に起因しているように思われる。ある理念によってつくられた制度が、人間の手による運用の過程で慣行を生み出す。社会的、歴史的状況変化を反映する慣行の累積が、制度に新しい意味づけを与え、制度成立期とは異なった理念で制度を運用する動きや、制度そのものの変更を迫る動きも生じる。このような、ダイナミズムが、理念や制度や慣行を全体として成り立たせていると思われる。このような眼で法科教授団と総長の言行をみてみると、例えば、教授任命における教授会の推薦という事実上の行為は、当初は制度運用上の技術的必

要から生じたものであったと思われるが、法科教授団はその慣行化の過程で、それを学問の独立、大学自治の理念から意義づけていた。それを介して彼らは、罷免の場合も同様の理念から「教授会の同意を経べし」という論点を提起したと思われる。

他方、沢柳は、任命における教授会の推薦は事実上の行為として認めながらも、その慣行の持つ意義を過少評価し、罷免においては、制度本来の姿で、本来の理念に忠実に、総長の直接的な具状権行使という法律的行為で臨んだと言えよう。制度の運用といつても、それを支える理念は、片や大学自治の理念であり、片や帝国大学令の理念であった。沢柳においては、新しい理念による既存の制度の運用ということはありえなかった。新しい理念による制度の運用は、運用レベルの問題ではなく、制度そのものの問題として提起されるべきものであったのだろう。

「総長は現行制度をば悪用する意思はないにもせよ、之を善用するの誠意を欠いて居る」<sup>25)</sup>との評価は、「誠意」を「思考方法」に言い換えれば、核心を衝いたものであった。

### 3. 文相合意の「覚書」公表—事件の落着—

#### (1) 舞台は東京へ

法科教授団の辞表提出の数時間後、沢柳総長は自らの辞表も携えて15日午前0時34分発の列車で急拵東京に向かう。他分科大学長宛の交渉「顛末書」(1月14日付)を、石川一「事務官」(=事務的長)に託した。

以後、この事件の一応の解決をみた1月24日までの、主舞台を東京に移しての激動の10日間を、法科大学教授団や総長等の当事者をはじめ、各関係者及各関係団体の活動に則して描写してみよう。

前年12月11日の法科教授団(代表者)の文相への上申書提出・陳情以後、この教授任免権をめぐる総長対法科教授団の抗争は、法科教授団対文部省・文部大臣へと舞台が回りつゝあった。<sup>26)</sup>年のおしこもった12月24日の法科教授団による問題の公表は、法科教授団と総長の対立が深刻な事態に立ち到っていることを全国に向かって明らかにした。各紙は一斉にこの事件を、京都大学の「紛擾」「紛糾」「紛議」などと報じ始めた。中でも、『大阪朝日新聞』は最も精力的に報道し、論評した。<sup>27)</sup>以下の叙述も、同紙と地元有力紙『京都日出新聞』を主な資料とし、『大阪毎日新聞』等の他紙を援用して補正したものである。

1月16日 早朝、上京中の沢柳総長より事件の経過報告を受けた奥田文相は、法科教授団の見解も聴取すべく、同日午前法科学長ら教授団に召電を打つ。法科では同日午後協議会を開いて仁保学長、戸田、中島両教授の3名を委員に選んで同夜上京させた。翌17日の夜、法科の3委員は文相と会見し、経過と法科の見解を説明し、翌18日帰洛。18日文相は再度総長と会見するとともに、あい前後して、法科教授・助教授全員へ召電を打った。総長は翌19日帰洛。法科教授・助教授全員の上京に関して数次の電報による交渉を経た後、21日の法科協議会で全員の上京を決めた。辞表提出者19名中17名<sup>28)</sup>が、同日午後から夜にかけて上京の途につく。翌22日午後、教授団は、東大法科協議会推薦の調停者、東大名誉教授の穂積陳重、富井政章と会見懇談、さらに同日夜、奥田文相と第一回目の会見に臨んだ。<sup>29)</sup>翌23日午前、17名の法科教授団は、新事態での対応策を協議、午後にはそこに2人の調停者も加わり、

さらに夕刻には文相も参席して意思疎通をはかった。当夜奥田文相は「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職権ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且妥当ナリ」との意思を表明。この時点で文相、法科教授団、2人の調停者の3者において、「解決」の目度を見い出したものらしかった。同時に文相は沢柳総長に召電し、翌24日午後総長と会見し、上記の文相意思を示して、総長の了承を取りつけた。<sup>30)</sup>そして同24日夜、官邸で奥田文相、法科教授団、穂積、富井の両調停者、沢柳総長の四者協議の席上、文相が前夜の意思表明の文言を含む「覚書」<sup>31)</sup>の作成・公表を認め、「茲ニ全ク事件ノ終局ヲ告クルニ至」ったのである。以上が法科教授団と文相という当事者の動きから見た10日間の概略である。しかし、事件がこのように落着した背後には、関係諸団体・諸組織の多様な運動があったのである。

### (2) 不透明な京大三分科大学

まず、京大内の他の分科大学の動向である。この事件の全過程を通して、最もその動きの不透明なのが、京大内の三分科大学であった。そもそも、前年の7～8月段階の7教授免官時において、法科大学教授団の「教授の任免は教授会の同意を経べし」との主張への同調を拒んだといきさつがあった。したがって、法科教授団の総辞職という事態に対しても、各分科大学が法科大学と歩調を共にするということはあり得ないことであった。しかし、今回は、教授任免権のあり方に関わることに加えて、共に戴く総長に対する不信感ということがあり、静観では済まされなかった。

法科教授団は、辞表提出の翌1月15日、他分科大学の教授・助教授の参集を求めて、事態の経過報告と告別の意を表した。各分科大学は各自、協議会を開いて対応策を協議、結局、各分科より「委員（各3名）を選定して、各分科共同の態度をとることに決着」した。各分科とも学長を含む先任教授格が委員に選ばれ<sup>32)</sup>翌16日には終日、この委員が集っての密談に及んだ。翌17日には、再び各分科の協議会がもたれ、その結果を各学長が持ち寄り、意思表示の「文書」— 決議文か文相への意見書か— の作成に至ったらしい。この三分科大学（連合）の「文書」の内容は公表されなかっただけで、各紙が伝える情報はいずれも推測の域を出なかった。1月19日夜帰任した沢柳総長が、「各分科大学よりの決議文は余の手を経て文相に提出したるも公表すること能はず」（『大阪毎日』1.21）云々と述べていることからしても、何らかの「文書」が文相に提出されたのは事実であろう。各紙が推定するその「文書」の内容は、法科教授団のとった態度を止むを得ざるものとして容認し、同時に事態の早期解決を要請したというものであった。この三分科の「決議」が、事件の落着に「興って力ありしことを認めざるべからず」とする京大教授の自己評価を、『東京日々新聞』（1.26）は報じている。いずれにせよ、各分科大学の協議会や各分科の委員の会合　『京都大学七十年史』は「分科大学連合委員会」と呼んでいる。— の様子や上記の「文書」の内容は秘密されていた。

### (3) 法科大学学生の蹶起

三分科大学に比べ、法科学生らの運動はかなり詳細に伝えられた。当時、法科2回生であった滝川幸辰は『激流』の中で、「学生から見た『沢柳事件』」を紹介している。（p. 85～87）。それによると「11月中旬ころから急に休講が多くなった。12月になると講義はほとんどなくなった」と述懐している。しかし、学生達がこの事件で組織的活動をはじめるのは、新年に入ってからであった。法科教授

団の辞表提出という深刻な事態を迎える以前から、「学生大会を催す」という計画があったようである（『大阪朝日』1.10）。しかし、何といっても、教授団の辞表提出の直後から俄に活動が活発になったことは言うまでもない。

1月15日、事態の急変を知った学生達は、まず、学長に事態の説明を求めた。法科大学側は、学生全員への説明は、対外的に疑惑を生むことを慮ってこれを避けて、各科のクラス代表者に学長が「説明員と慰諭」にあたった。学生らは、当日午後、約400名の出席を得て、学生（有志）大会を開いて、学生としての対応を協議した。まず、同大学の法律・政治両科より、一～三回生は各3名、四回生は各5名、計28名の委員を選出して議事を進め、「吾等法科大学学生は誓って教官諸氏の留任を期す」との決議を採択した。ついで、この28名の委員中より10名が、当夜（15日）上京した。これら「東上委員」<sup>33)</sup>は、上京後まず東京在住の京大法科卒業生と連絡をとりつゝ、翌々日の17日には、上京中の沢柳総長に面会し、法科学生の意思を伝え、続いて奥田文相にも会見し、教授団の留任を要望した。続いて「東上委員」は、東京残留組と帰洛組の二手に分れ、後者は、19日の第二回学生大会で在京中の活動報告を行った。「教官諸氏の留任」のため学生のとるべき態度・方針については、学生大会より「委員会」に附托された。この各学科、各学年から選ばれた委員会が、運動の指導部を形成した。彼ら委員は、20日の第三回学生大会を前に、あらためて、法科学長や帰任直後の総長に会い「教官諸氏の留任」を懇請した。

翌21日の第四回学生大会は、「吾人京都法科学生は教官の主張にして容られざらんか、誓って教官各位と進退を共にせんことを期す」との決議及び、内外世論に応えるべく「意見書」<sup>34)</sup>を、法科全学生に近い700名弱の出席者の賛意で採択した。これら学生の意思を代表して、再び6名の委員が上京した。こうして学生達の「教官留任運動」は、教官と進退を共にするところの同盟退学を決意するまでに至った。一部学生は「退学届をまとめにかかった」とも言われている（滝川幸辰『激流』p. 87）。

また、前年9月に入学したばかりの一回生200余名は翌22日午前、独自の学生大会を開いた。他分科の学生有志も法科学生にその説明を求むべく、23日法科学生委員と「京大問題演説会」を開催、「来会者は各分科学生、三高生徒等約一千名にして立錐の余地なきまでに押寄せた」（『大阪朝日』1.25）といわれる。このように、学生達の運動が日日、縦に横にと広がりと深まりを見せていたその翌24日、この事件は落着したのである。この事件落着後、学生のこの「教官留任運動」に「費用四百円餘を要したれば、学生一名に付き60銭宛醸金支弁することとなれり」と『京都日出新聞』（2.1）は伝えている。

この事件における学生らの運動は、短期間のものではあったけれど、日本の学生運動史上、個別大学のそれとして最も結束した形態の一つであったと思われる。同時に、この事件と学生自らの運動が、学生に与えた影響も忘れてはならないだろう。<sup>35)</sup>

#### (4) 京大法科卒業生の運動

京大法科在学生とともに、同法科卒業生がこの事件では活発な活動を展開した。京都法科大学は、1903年（明治36）に第一回卒業生を送り出して以来、1913年（大正2）まで卒業生数、795名であった（『京都帝国大学一覧 自大正3年至大正4年』）。この数は事件当時の在学生より少し多い程度で

同窓会組織として決して大きいものではなかった。

これら卒業生中、まず、京阪神在住卒業生有志10数名が、教授団の辞表提出の翌日、15日夕刻、法科大学を訪れ、学長より顛末を聴取し、対策を協議した。とり敢えず、2名の委員を選んで上京させ、東京在住卒業生との連絡、文相への陳情等にあたらせることにした。その東京在住卒業生有志は、翌16日、午後京阪神からの上京委員を迎えて会合を開き協議した。出席者百余名は「約7時間に亘りて熟議せる結果左の『決議』をなし、実行委員15名を挙げ、17日より各方面に対し運動に着手する事に決し、12時散会」した（『東京日々新聞』1.17）。「決議」は、「京都帝国大学総長沢柳政太郎氏と法科大学教授助教授諸氏との間に紛擾を生じ遂に教授助教授諸氏の総辞職を見んとするに至りたるは母校の為め深く遺憾とする所なり余等は鋭意的教授助教授諸氏の留任を希望し、誓て此目的を貫徹せんが為の適當なる手段を探るべき事を決議す」と述べ、内容的には、在校生等の留任運動に呼応したものであった。こうして、京阪神と東京の卒業生代表者は、翌17日文部省を訪れ、福原次官次いで奥田文相に会い、教授らの留任を要請した。

さらに、京都在住の卒業生が組織する「十八日会」も18日に30数名が会合、席上上京委員の報告をうけて善後策を協議、東京と同趣旨の決議をするとともに、3名の実行委員を選出して、教官留任運動に合流した。また阪神在住卒業生の団体「吉田会」も、同日会員の約半数50数名が会合、文部当局に対し、「教授助教授の総辞職を聽許する事なくして適當なる解決あらん事」を陳情する旨の決議をし、その実行委員を選んだ（『大阪朝日』1.20）。そして、京都と阪神合同の第一回実行委員会が翌19日大阪で開かれ「一、京阪神卒業生中より委員3名を東上せしむる事。一、吾人の行動の経過を全国卒業生に通告する事。一、第二回京阪神委員会を21日……京都……で開く事」を決めた（『大阪朝日』、『京都日出』1.21）。同日、同刻頃、東京の実行委員15名も日本俱楽部で会合し、対策を練っていた（『東京日々』1.20）。21日には第二回の「京阪神委員会」が開かれ、文相へ「陳情書」を提出することを決めた<sup>36)</sup>。

こうして、卒業生の教授・助教授留任運動は、在学生のそれ以上に全国に波及する勢であった。この卒業生の運動は、一部にあった京大法科廃校・東大法科合併論—例えば『時事新報』社説「法科廢す可し」（1.23）—に対する反撥意識等もあったかも知れないが、母校愛に駆られた教授留任運動の性格が強く、教授任免権にかかる大学自治・学問の独立というレベルの問題には直接言及しなかった。しかし、京大法科教授団擁護の役割を果したことは言うまでもない。

#### (5) 東大法科教授団と調停者

上に述べたような、京大関係者の運動のほかに、大学関係者の動きとして、東大法科教授団の「事件」へのかかわりがあり、この東大法科教授団の役割も見逃せないものがあった。先に述べたように、この事件の「解決」に重大な役割を果した2人の調停者は、東大法科協議会の推薦によるものであった。

それより前、京大法科教授団の辞表提出の翌「15日東大法科の教授会議を開きたる際にも、同問題は端なく話題に上りて会議の中心となりたるかの感あり」（『大阪朝日』1.18），当日は、具体的に何も決めなかつたが、少壯教授らは「応援をも辞せざるが如き気勢を示し」たと同紙は伝えた。果

せるかな、田中耕太郎のメモによれば、東大法科の「中堅少壮諸教授ハ敢然京大援助ノ為メニ立チ…1月18日法科教授協議会ヲ開キ……文相ニ対シ……三希望事項ニ關スル覚書」の作成を決め、21日提出した（田中耕太郎『教育と権威』岩波書店、昭和21年）。この「覚書」は明らかに京大法科教授団を擁護する内容であった。また『京都日出新聞』（1.22）は、同日の教授会で「穂積、富井両博士、浜尾男三氏に其調停を依頼するに決し」と伝え、「大阪朝日」紙（1.21）も、日時は明示せず「東京帝国大学法科教授会にても調停を試むべき模様あり、浜尾、富井、穂積の三氏が調停委員に推薦されたりとの説に就て……土方学長の語る所にては教授会が三氏推薦意見に出でたるは事実」と報じた。『東京日々』紙（1.20, 1.21）の報道も勘案すれば、3氏への調停依頼が、東大法科教授（協議）会の発意によるものとみていいであろう。<sup>37)</sup>22日前、浜尾新、穂積陳重、富井政章の3人が東大法科土方学長を交えて会合し、結局、浜尾は枢密顧問官である故に調停を辞退し、穂積、富井の2人が、調停役を引きうけ、同日午後、上京中の京大法科教授団との懇談に臨んだ。

この調停者の出現に、京大法科教授団内部には種々の議論があったであろうことは容易に想像できるが、事実、この懇談には、上京法科教授団17名全員が出席したわけではなかった。しかし、17名中12名までが、（東大）法科大学出身者であり、穂積・富井両名誉教授とは師弟関係や先輩後輩関係にあり、その調停には拒み難いものがあったであろう。しかも、両人は、他方の当事者である奥田文相の先輩であり、勿論沢柳よりも年配であった。その意味では、この調停者の人選は、日本的人間関係の妙を發揮していたと言えよう<sup>38)</sup>。

この東大法科の推薦による調停者の小さからぬ役割による「事件」の「解決」には、新聞紙上でも、その評価が賛否に分れたのは当然だった。しかし、特徴的なことは、京大法科教授団を擁護し、同情を寄せた諸紙（『大阪朝日』、『京都日出』など）がこの「解決」を積極的に評価し、教授団の主張と行動に批判的な諸紙（『時事新報』、『読売』など）がこの「解決」にも否定的な評価をしたことである。

調停者自身は、「解決」をみた翌1月25日夜の東京・京都両法科大学教授連合懇親会の席上で挨拶し、穂積は「角力に譬ふれば分（わけ）とも言ふべきか」と評し、富井は「分以上なり」と述べたという（『東京朝日』1.26）。

### 【註】

- 1) 例えば、大久保利謙『日本の大学』（昭和18年）、家永三郎『大学の自由の歴史』（昭和37年）、滝川幸辰『激流』（昭和38年）、朝日新聞社『大学の自治』（昭和38年）、伊ヶ崎暁生『大学の自治の歴史』（1965）国立教育研究所『日本近代教育百年史4 学校教育(2)』（1974、寺崎昌男執筆）等。
- 2) 「沢柳事件」なる呼称は、田中耕太郎「大学自治制確立ニ至ルマデノ経緯」（昭和13年8月稿、後に『教育と権威』（昭和21年）に所収）に用いられているのが最初ではなかろうか。註1)の先行書の中には、「所謂」を冠しているものもある。しかし、沢柳政太郎研究者の間では、「京大事件」という呼称もある（『沢柳政太郎全集』別巻、沢柳政太郎研究、1979）。最近は、「沢柳事件」で定着しているが、事件当時は、「京大事件」「京大紛擾」と呼ばれた。のちの「滝川事件」との関連で言えば、「第一次京大事件」という表現も、大学自治史の叙述としては有意味ではなかろうか。
- 3) 沢柳総長辞任後、山川健次郎東大総長が京大総長を兼任したが、1915年（大正4年）6月には、医科大学長荒木寅三郎が京大内意向を反映する形で総長に任命された。その時点での貴族院における沢柳の質問については、本稿（下）において言及する。
- 4) 京大法科の「紀要」的性格の学術雑誌。のちに、福田徳三は「京大問題を論ず」（『太陽』20巻4号、大正

3年4月号)において、問題を「学問的」に提起しながら、「政治的に妥協」で「解決」したと批判したのはこの雑誌の性格とかかわる。

- 5) 佐藤秀夫「文部官僚としての沢柳政太郎」(前掲註2)中の『沢柳政太郎全集』別巻所収)。
- 6) 新聞・雑誌の選択については、西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』(至文堂 昭和36年)を参照した。新聞についてはなるべく原紙(マイクロ含む)を用いるようにしたが、『新聞集成大正編年史』(大正2年度版、同3年版)及び『帝国教育』誌の「前月の新聞紙に現はれたる教育思潮総攬」からの重用がある。
- 7) 京大事務局に問い合わせたところ、『評議会記録』綴りから、何故か「沢柳事件」に関するものだけが抜け落ちているとのことだった。
- 8) 8月7日付『京都日出新聞』この医科大学助教授の免官は、「淘汰」とは無関係と伝えている。しかし、この年東大では、助教授の「休職」が数件あり、また「沢柳事件」が、「教授」の免官故に問題化したという側面があった。「助教授」の任免問題は歴史的にも独自に究明されていい問題だと思われる。
- 9) その1名とは理工科大学教授横堀治三郎で、谷本富とともに「学者としての価値甚だしく人後に落つるという程にあらざる」と許されていた(『京都日出』7.20)。
- 10) 『時事新報』の「京大教授の淘汰」(7.17)、『報知新聞』も同題(7.17)、『大阪新報』が「学者の淘汰」(7.21)、『日本新聞』の「京大教授淘汰」(7.22)等。
- 11) 夏目漱石は、明治25年の「中学改良策」で、中学校教師の「淘汰選択」を主張している。
- 12) 『太陽』19巻11号(大正2年8月号)の「枢密院論」や『東京日々新聞』(7.28)の「枢密院と老朽淘汰」等。
- 13) 沢柳礼次郎『吾文 沢柳礼次郎』(昭和2年)p. 143。
- 14) 原文は、池田進「谷本富論」(『大正の教育』第一法規、昭和53年、p. 623~627)で紹介されている。
- 15) 沢柳はのちに「今夏7教授を淘汰するにも幾度か熟慮し苦悶した結果に種々の点より推詰めて僅に断一字を握りたるなり」と述懐している(『大阪朝日』12.25)。
- 16) 「京大教授の辞職に就て、奥田文相の談」(『時事新報』8.6)。
- 17) 滝川幸辰『研究の自由』生活社、昭和22年)p. 68。
- 18) 『職員録 大正2年』による、同年7月1日現在の教授・助教授は計27名(うち、留学等による在外者6名)また、辞表提出時には、25名(うち6名が在外者)であったから、19名というのは教授・助教授全員であった。新田貴代『沢柳政太郎ーその生涯と業績』や伊ヶ崎暁生『大学の自治の歴史』が、「40余名」と記述しているのは誤りである。
- 19) 主に『京都法学会雑誌』9巻1号(大正3年1月)と沢柳政太郎の交渉「顛末書」(『大阪朝日』1.16)に拠る。
- 20) 「教授助教授協議会」とは、正規の「教授会」とは区別されて、助教授もメンバーに加わって隨時開かれたものらしい。
- 21) 同日の『大阪朝日』の「天声人語」は言う、「モシモシ貴方は京大の法科ですか、沢柳総長との喧嘩は何うなりました。其様にコソコソ相談しないで、堂々と社会へ訴へたら何うです、文部省の方が、大きな声で貴下がたを罵倒してゐるのに……」と。
- 22) この「顛末書」は、1月12日から14日に至る総長と法科教授団との交渉「顛末」を詳細に記録したもので、各紙に公表された(本稿(下)において「資料」として紹介する)が、先行書では言及されてない。
- 23) 7教授「淘汰」時以後、留学に赴いた、河上肇と神戸正雄もこれら19名の教授・助教授ら「同僚と進退を共にする」と「言残せしも辞職書迄」は書なかった(『大阪朝日』1.17)。
- 24) 滝川幸辰『激流』(河出書房新社、昭和38年)p. 89。
- 25) 京野晴人「京大紛糾の顛末」(『日本及日本人』623号、大正3年2月1日)。
- 26) 沢柳は「文部省も亦恐らく現今の制度にては教授諸君の説に賛成する能はざるならべし」と予測していた(『大阪朝日』12.25)が、同紙自身「文部省の態度並に沢柳氏の態度は軌を一にして」と見ていた。
- 27) 7教授「免官」の時には論評を避けた同紙が、京大法科教授団の運動には他紙に先んじて注目していた。12月に「官僚と大学」(12.19)、「大学教授任免問題」(12.26)の二本の社説を載せている。当時、『大阪朝日』には、護憲運動の論客、鳥居素川、長谷川如是閑らが健筆を揮っていた。
- 28) 上京しなかった2名は、上京を拒否した岡村司と病気の末広重雄両教授であった。
- 29) 『京都法学会雑誌』9巻2号(大正3年2月)の「大学教授ノ任免ニ関スル事件ノ経過及解決」は、第一回

目の法科教授団と穂積・富井両調停者との会談、及び文相との会見を「23日」と記述しているが、「22日」の誤りと思われる。そのため同誌のその後文にある、「翌日」及びその「翌夕」は各々、24日、25日と解せざるを得ないが、実際は各々、23日、24日である。

- 30) 沢柳はこの「決裁文を知るや全然自己に不利なるを以て激怒し……『即時辞職』を……申出」たという(『大阪朝日』2.12)。沢柳は法科教授団との交渉過程で、法科の意見に「文部大臣に於て其同意は現行制度の下に於て不穏當にあらずと裁決せらるれば敢て同意を表せんとす」(沢柳「顛末書」と述べていたが、これは文相の不同意を確認した上でのことだったのだろう。この件は上田萬年が後年この事件における奥田文相の「不誠意」を問題にした(「文部省普通学務局長時代の沢柳君」,『沢柳政太郎全集』別巻・沢柳政太郎研究所収)ことと符号する。
- 31) この「覚書」なるものは、法科教授団の起草によるもので、代表して仁保学長が発表し1月、25、26日各新聞で報道された。しかし、『大阪朝日』は「左の如く発表せり」として「覚書」とは表現していない。『大阪毎日』は同文のものを、「宣言書」と「覚書」に分けて報道した。『東京日々』と『東京朝日』は各々「覚書」としている。  
ところで、争点となった問題の教授任免権に関する部分は、「教官ノ任免……」と「教授ノ任免……」の二様に報道された(但し前者が多い)。本稿では『京都法学会雑誌』において、文相の「意思」として記述されているものを採ったが何故か、同誌には、この「覚書」の本文が掲載されてない。『京都大学七十年史』における「覚書」の典拠も不明である。また、この「覚書」の性格については、『大学の自治』(朝日新聞社、昭和38年)で、我妻栄、宮沢俊義らが疑義を提出している(p. 44~45)。これについて、『大阪朝日』(2.12)は、「文相決裁の真相」で、問題の「教官<sup>校</sup>ノ任免……妥当ナリ」が、文相自署の決裁文であること、教授会との関係では、「諮るは」から「同意を経るは」に訂正し、さらに「協定するは」に再訂正したこと、それを各教授に巡覧した後返却を迫ったこと、教授らは返却を拒否し、その決裁文を携えて帰洛したことを詳述し、「此の裁決文は大学自治問題に対し動かすべからざる文書となれり」と結んでいる。さらに、事件落着後、京大法科教授団内で、この解決について激論がかわされた時、法科事務室の金庫より「奥田文相が自書して一同に提供せし裁決文」を取出して議論したとの記事もあった(『東京朝日』2.11)。この二つの記事が事実とすれば、奥田文相自筆の「裁決文」=「文書」が存在することになる。
- 32) 文科委員は松本学長、狩野、藤代両教授、理工科委員は難波学長、大藤、新城両教授、医科委員は荒木学長、森島、中西両教授であった。
- 33) この「東上委員」は10名とも、11名とも言われているが、『京都日出』は10名の実名を挙げている。中には後の衆議院議長益谷秀次(四回生)がリーダー格で含まれている。
- 34) 「意見書」の全文は、『京都日出』(1.23)に掲載された。この「意見書」は、学生らに向けられた批判的世論に応える形で作成されている。(本稿(下)において「資料」として紹介する)
- 35) 20年後の1933年(昭和8)の「淹川事件」での退官7教授中、実に5人までが、この事件当時の在学生であり、他の佐々木惣一は当時最も若年の教授であり、末川博は三高生であった。
- 36) この「京阪神委員会」の「陳情書」の全文も上記『京都日出』(1.23)に掲載された。
- 37) 註18)中の新田貴代の著書では、奥田文相が穂積・富井の両人に調停を依頼したとあるが(p. 109)、奥田文相の意向をうけて(付度して?)東大法科教授会が依頼したとも思えない。
- 38) 穂積陳重は1856年(安政3)生れ、富井政章は1858年(安政5)生れ、奥田義人は1860年(万延元)生れ、そして沢柳政太郎は1865年(慶応元)生れである。

## A Reflection on the SAWAYANAGI Case at the Imperial University of Kyoto (I)

Sôsuke WATANABE\*

### Preface

#### 1. "Dismissal of the University's Professors"

—The begining of the case.

#### 2. The Wholesale Resignation of the Law Faculty Members?

—A sudden change in the course of events

#### 3. The Publication of the Education Minister's Memorandum

—The Conclusion of the event —continued—

#### 4. "The SAWAYANAGI Case" and Public Opinion

#### 5. Masataro SAWAYANAGI and the Independence of Scholarship

#### 6. The Status of the SAWAYANAGI Case in the History of Japanese Universities

Conclusion

】 (II)

1. The SAWAYANAGI Case which occurred at the Imperial University of Kyoto between 1913 and 1914 was a conflict over the power of academic appointment between the Law Faculty members, the Rector, and the Minister of Education. The question was finally settled after the Minister of Education approved Faculty's practical authority of appointment and dismissal of professors.

In those days, the final power to appoint and dismiss professors of the Imperial Universities was in the hands of the Emperor, and the Rector had the authority to report to the Minister of Education, as provided by law. However, in practice, the Rector used to report candidates to the Minister of Education on the basis of each Faculty's recommendation. There had never been such case of dismissal before. In July 1913, for the first time in history, the Rector SAWAYANAGI executed the power of reporting to the Minister of Education the dismissal of seven professors without consulting the Faculties. This was the beginning of the case. The Faculty of Law, which had no professor dismissed, strongly protested against the Rector, and there were several negotiations between the Rector and the Faculty concerning powers of appointment and dismissal, but they failed in each agreement. In January 1914, all the Law Faculty members submitted their resignation on the grounds of non confidence in the Rector. Thus the event developed from a

\* Affiliated Researcher, Research Institute for Higher Education/Researcher, National Institute for Educational Research.

conflict between the Law Faculty and the Rector to a dispute between the Faculty and the Minister. With the help of mediators, the matter was finally settled under the condition that the Minister approved most of the Faculty's claims, and the Minister and the Rector resigned after less than two months, and three months, respectively.

2. In this article, the author intends to make clear (1) the details of the dismissal of seven professors. Among them are: 1) that some facts still remain hidden in a veil of mystery which must be dispelled; 2) that most of the opinions published in newspapers and journals at that time welcomed this dismissal of seven professors, and very few criticisms were expressed; 3) that the Law Faculty who protested did not oppose the dismissal itself, but the process of dismissal; 4) that the Faculties of Letters, Science & Engineering and Medicine approved the dismissal silently. (2) The author also intends to make clear the whole process of the six-month long negotiations between the Law Faculty and the Rector, and identify the real issues. After all the question is whether the university system should be governed according to the spirit of the university autonomy or to the founding spirit of "the need of the State". (3) Then, what was the factor that led the Law Faculty to substantial victory? The author tries to trace the activities of various groups concerned with this event and their "logics"—in particular an analysis will be made of the ten-day period when the Minister of Education finally accepted the Law Faculty's demands after their submission of resignations. In addition to their activities, there were 1) the mysterious attitudes of the other Faculties at Imperial University of Kyoto, 2) the active Law Faculty student movement in support of the Faculty decision, 3) the support and the recommendation of mediators by the Law Faculty of the Imperial University of Tokyo. It may be that the combination of all these factors made it possible for the Law Faculty to win a substantial victory.

The discussions in newspapers and journals and the historical significance of the event will be treated in the next issue.